## **今国立国会図書館**

## 調査と情報―ISSUE BRIEF―

No. 965 (2017, 6, 8)

# 小売・飲食業の深夜営業に関する動向

#### はじめに

- I 深夜営業・24 時間営業の現状
  - 1 営業時間見直しの動き
  - 2 24 時間営業の実態
- II 営業時間に関する法規制
  - 1 日本の営業時間規制
  - 2 諸外国の営業時間規制

#### Ⅲ 深夜営業の在り方をめぐる論点

- 1 規制導入についての検討
- 2 コンビニ業界におけるフラン チャイズ・システムの課題
- 3 深夜営業のメリット・デメリット 3 非正規労働者をめぐる課題 おわりに

- 近年、人手不足等を背景に、小売・飲食業において24時間営業の廃止を始めとす る営業時間見直しの動きが活発化している。
- 日本では、主に中小小売業保護の観点から、大型店の営業時間が規制されてきた。 ドイツ、フランス、英国、韓国でも、宗教的・文化的背景、労働者保護、中小事 業者保護の観点から、営業時間規制が行われている。
- 市場メカニズムが適切に機能しているのであれば、営業時間は企業の自由な判断 に任せられるべきだが、一部のフランチャイズチェーンでは事業者が自由に営業 時間を判断できないという課題がある。また、深夜営業は非正規労働者に依存し ている側面があり、労働市場構造の健全性等の観点からも検討が必要である。

国立国会図書館 調査及び立法考査局 経済産業課 鈴木 絢子

#### はじめに

近年、人手不足等を背景に、スーパーや百貨店等の小売業、ファミリーレストラン等の飲食 業において、24時間営業の廃止を始めとする営業時間見直しの動きが活発化している。ライフ スタイルの多様化に合わせて広がった 24 時間営業や深夜営業は、利用者が享受する便利さの 反面、電力消費量の増加や温室効果ガスの排出、従業員の過重労働の懸念等がかねてから指摘 されてきた。本稿では、事業所の営業時間の実態、日本や諸外国の営業時間に関する法制度を 概観した上で、深夜営業の在り方を考える上での論点を整理する。

#### 深夜営業・24 時間営業の現状 T

#### 1 営業時間見直しの動き

#### (1) 営業時間を短縮した企業

小売・飲食業を中心とした営業時間の短縮について、具体的には、閉店時刻の繰上げ、24時 間営業の廃止、正月営業の見直し等が報じられている(表1)。営業時間を短縮した企業は、人 件費を抑制できるものの、売上高減少のおそれがあるため、単価の高い商品を充実させたり、 機械化により生産性を向上させたりするなど、収益確保に向けた取組を進めている1。

表 1	営業時間を見直し	た企業の例
4V I	苦未听时 不用し	<b>」/. IF ★ U / I</b> クリ

業種	企業名	見直しの内容
	ルミネ	2017年4月から約8割の店舗で閉店時刻を30分早める。
	阪急阪神百貨店	2017年4月から福岡の駅ビルの低層階店舗で営業時間を1時間短縮(金・土曜を除く)
	三越伊勢丹 HD	営業時間の短縮や定休日の導入を順次実施。2016年から一部の店舗を除き、初売りを
小売 二 二 二 二 三 四 男 万		1日遅らせ1月3日とした。
	イオン	2016年3月から首都圏1都2県の総合スーパーの約7割で営業時間を短縮
	いなげや	2017年1~2月に、約3割の店舗で営業時間を短縮
	東武ストア	2014~2015 年に、約4割の店舗で24時間営業を廃止
	すかいらーく	2017 年 4 月までに、「ガスト」や「ジョナサン」などの 24 時間営業の店舗のうち約7
	9 10-10-1	割の店舗を原則午前2時閉店へ変更
Ahr A	ロイヤルホスト	2017年1月までに24時間営業を全面廃止。店舗当たり平均営業時間を1.3時間短縮
飲食	吉野家	2016年10月末時点で24時間営業店舗が全体のほぼ半数に減少
	マクドナルド	2014年初めから店舗ごとの営業時間を見直し。2012年末に6割弱あった24時間営業
		の店舗は、2016年9月末時点で3割弱にまで減少

(出典)「営業短縮 小売りに拡大」『日本経済新聞』2017.3.8; 「外食、24 時間営業縮小」『日本経済新聞』2016.12.16 等を基に筆者作成。

#### (2) 営業時間見直しの背景

各企業が営業時間を見直した理由としては、第一に、人手不足により働き手の確保が難しく なっていることが挙げられる。日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(短観)の雇用人員の過 不足判断指数2によると、2012年12月以降、産業全体で雇用人員が不足しているとする企業の 割合が増加している。小売業と宿泊・飲食サービス業の人手不足は産業全体を上回っており、

<sup>\*</sup> 本稿のインターネット情報最終アクセス日は、2017年5月26日である。

<sup>1</sup> 黒須康宏「24時間営業は限界か 時間より質重視に転換」『日本経済新聞』2016.12.25.

<sup>2 「</sup>過剰」と回答した回答社数構成百分比から、「不足」と回答した回答社数構成百分比を引いたもの。

特に、宿泊・飲食サービス業の人手不足は深刻化している。(図1)

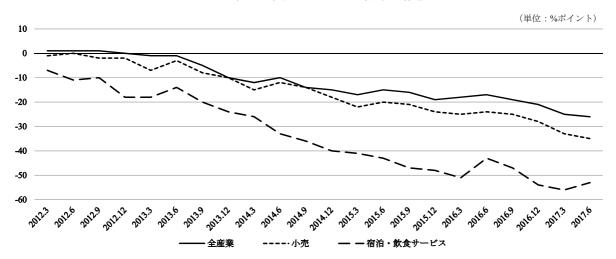


図1 雇用人員の過不足判断指数の推移

(注)指数は、「過剰」と回答した回答社数構成百分比から、「不足」と回答した回答社数構成百分比を引いたもの。 2017年3月までは実績、2017年6月は予測。

(出典) 各年の日本銀行調査統計局「短観(業種別係数)」日本銀行ウェブサイト <a href="http://www.boj.or.jp/statistics/tk/gyosyu/index.htm/">http://www.boj.or.jp/statistics/tk/gyosyu/index.htm/</a> を基に筆者作成。

従来、深夜から早朝にかけての時間帯は、大学生のアルバイトなど若い世代が主な働き手となっていたが、少子高齢化により若年層が減少したため、この時間帯の労働力を確保することは難しくなっている。労働力が確保できない時間帯は、社員や事業主が勤務シフトに入ることが一般的であり、人手不足を社員や事業主の長時間労働で代替せざるを得なくなっているとの指摘もある<sup>3</sup>。このように、全体としての人手不足、特に、深夜から早朝の時間帯の労働力不足が、営業時間の見直しに大きな影響を及ぼしたと考えられる。

第二に、働き方改革<sup>4</sup>で長時間労働是正の必要性が広く認識されるようになり、人材確保のためにはワーク・ライフ・バランスの実現や労働環境の改善が欠かせなくなりつつあることが挙げられる。これまでにも、残業代が支払われず長時間労働を強いられる「名ばかり店長」や、深夜帯のシフトを1人で担当する「ワンオペ」等、深夜営業の店舗運営に関し社員や従業員の過重労働が問題となってきた<sup>5</sup>。営業時間の短縮や休業日の増加は、従業員の満足度を高め、人材確保に向けたアピールポイントとしても機能することが期待されている。

第三に、少子高齢化や SNS、インターネット・ショッピングの普及等による消費者行動の変化が挙げられる。高齢者の増加により早朝の客足は伸びている反面、若者がメインの深夜客は

<sup>3</sup> 黒須 前掲注(1); 「外食、24 時間営業縮小」『日本経済新聞』2016.12.16.

<sup>4</sup> 働き方改革は、長時間労働を是正し、自宅勤務やフレックスタイム制などの柔軟な働き方を広げることで、生産性を向上させるとともに、多様な人材の労働参加を促進させることを目指している。政府が設置した「働き方改革実現会議」では、議論するテーマの1つに「時間外労働の上限規制の在り方など長時間労働の是正」が挙げられている(「第1回働き方改革実現会議議事録」2016.9.27, p.20. 首相官邸ウェブサイト <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hatarakikata/dai1/gijiroku.pdf">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hatarakikata/dai1/gijiroku.pdf</a>)。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 「マック未払い訴訟 名ばかり店長の叫び届く 残業月 137 時間、休日ゼロも」『読売新聞』2008.1.28, 夕刊;「24 時間営業、担い手不足 すき家、6 割の 1167 店で深夜休止」『朝日新聞』2014.10.1.

減少しているとの指摘がある<sup>6</sup>。時間を問わず買物ができるインターネット・ショッピングの普及も、深夜にわざわざ来店する消費者が減少した一因と言えよう。また、かつてはごく一部にすぎなかった 24 時間営業が業種を問わず広がり、深夜に利用できるという付加価値だけでは競争優位性を保てなくなったという側面もある<sup>7</sup>。深夜営業に対する需要が縮小し競争が激化する中、企業は費用対効果の観点から 24 時間営業の見直しを進めている。

このように、営業時間の見直しの背景には、人手不足や競争条件の変化といった供給側の問題、消費者行動の変化という需要側の問題の双方が存在している。それらはともに、少子高齢化という人口構成の変化とも関わっており、構造的な問題である点も見逃せない。

#### 2 24 時間営業の実態

#### (1) 小売業の営業時間の実態

24 時間営業をしている事業所数について、飲食業の統計はないが、小売業については経済産業省の商業統計調査において、業態別営業時間別事業所数が公表されている。直近の2014年調査によると、コンビニエンス・ストア(以下「コンビニ」)の約86%の事業所(店舗)が24時間営業を行っている。また、総合スーパーについては、24時間営業こそ約4%と低いものの、14時間以上営業する事業所を合わせると、深夜もしくは早朝にかけて営業している店舗は5割近くに及ぶ。(表2)

	事業所数	14 時間未満 14		14-24 時間	14-24 時間未満		24 時間営業	
		(事業所)	(%)	(事業所)	(%)	(事業所)	(%)	
百貨店	195	191	97.9	4	2.1	0	0.0	
総合スーパー	1,413	761	53.9	597	42.3	55	3.9	
専門スーパー	32,074	27,792	86.6	2,875	9.0	1,407	4.4	
コンビニエンス・ストア	35,096	0	0.0	4,852	13.8	30,244	86.2	

表 2 小売業の主な業態別営業時間別事業所数(2014年)

図 2 は、主な業態の 24 時間営業事業所割合の推移を示したものである。コンビニの 24 時間営業の事業所割合は、1994 年には 30%足らずであったが、2014 年には 90%近くに達している。総合スーパーと専門スーパーも同じく 24 時間営業の事業所を増やしてきたが、2007 年以降、専門スーパーはほぼ一定割合を保ち、総合スーパーは 24 時間営業を縮小した。

#### (2) 利用実態

深夜営業店舗の利用実態を示す統計やアンケート調査は少ない。2012年に埼玉県が県内3市 (熊谷市、草加市、新座市)の駅前地区、住宅地区に住む県民1万人余りを対象に行ったアン ケート調査では、深夜帯(23時から4時)に店舗(コンビニ、スーパー、ファミリーレストラン、居酒屋、カラオケ店等)を利用する頻度について、「ほとんど利用しない」と回答した人が

\_

<sup>(</sup>注)総合スーパーは、日常生活で必要な物を総合的に扱う大規模な小売業態。専門スーパーは、食料・衣料品等を 専門に扱う小売業態。

<sup>(</sup>出典) 経済産業省「平成 26 年商業統計表(二次加工統計表) 業態別統計編(小売業)」2016.3.9. <a href="http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syougyo/result-2/h26/index-gyodata.html">http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syougyo/result-2/h26/index-gyodata.html</a> を基に筆者作成。

<sup>6 「「</sup>ファミレス 24 時間」異変 消える?深夜営業」『毎日新聞』2017.2.20, 夕刊; 「ファミレス 24 時間営業廃止、携帯が深夜の客足を止めた」『DIAMOND online』2017.1.17. <a href="http://diamond.jp/articles/-/114243">http://diamond.jp/articles/-/114243</a>

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> 黒須 前掲注(1)

全体の約64%を占めた(表3上段)。

2007 年に内閣府が全国を対象に実施した世論調査においても、24 時間営業をしている店舗の深夜から早朝にかけての利用頻度は、「ほとんど利用しない」との回答が約 74%となっている (表 3 下段)。ただし、20 代に限ると約 55%が深夜から早朝にかけて 24 時間営業店舗を頻繁に又は時々(月に  $1\sim2$  回程度)使うと回答しており、24 時間営業や深夜営業に対するニーズが高い層も存在する $^8$ 。

上記はいずれもやや古い時期の調査であり、最近では、前述のように少子高齢化や消費者行動の変化等により、深夜の来店客数がそれほど伸びていないとする意見もある<sup>9</sup>。

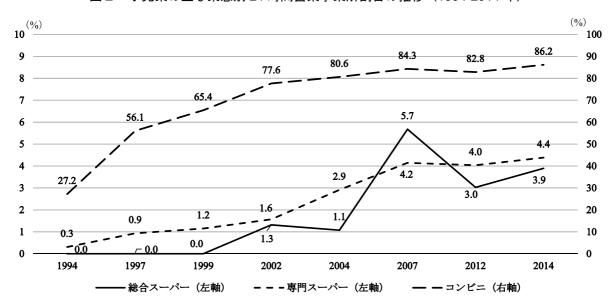


図2 小売業の主な業態別24時間営業事業所割合の推移(1994-2014年)

(出典)「商業統計」経済産業省ウェブサイト <a href="http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syougyo/result-2.html">http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syougyo/result-2.html</a>; 総務省統計局「平成 24 年経済センサス―活動調査 卸売業・小売業に関する集計」2014.2.26. e-Stat(政府統計の総合窓口)ウェブサイト <a href="http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001051403&cycode=0">http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001051403&cycode=0</a> を基に筆者作成。

N - WINDS ED STORE HILL.	00 7 0 10 11 15 010	D 1 1/1/1 to 17 C 10 137			
	調査時期	調査対象	頻繁に 利用する <sup>注1</sup>	月に 1~2 回 程度利用する	ほとんど利用 しない
埼玉県「深夜営業店舗 に関する調査」 <sup>注2</sup>	2012年1月	県内3市の県民1万 800人(有効回収率 25.8%)	18.4%	14.2%	64.2%
内閣府「地球温暖化対 策に関する世論調査」	2007年8月	全国 3,000 人(有効回 収率 60.2%)	5.9%	20.6%	73.5%

表3 深夜営業店舗における深夜から早朝にかけての利用

(出典) 埼玉県環境部温暖化対策課「深夜営業店舗に関する調査結果について」2012.6. <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/documents/508140.pdf">https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/documents/508140.pdf</a>; 内閣府大臣官房政府広報室「地球温暖化対策に関する世論調査報告書(平成19年8月調査)」<a href="http://survey.gov-online.go.jp/h19/h19-globalwarming/index.html">http://survey.gov-online.go.jp/h19/h19-globalwarming/index.html</a>> を基に作成。

-

<sup>(</sup>注1) 埼玉県は「ほぼ毎日」「週に2、3回程度」「週に1回程度」の回答を集約。内閣府は「1~2日に1回以上」の回答。

<sup>(</sup>注2) 無回答があるため合計が100%にならない。

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> 内閣府大臣官房政府広報室「地球温暖化対策に関する世論調査報告書(平成 19 年 8 月調査)」<a href="http://survey.gov-online.go.jp/h19/h19-globalwarming/index.html">http://survey.gov-online.go.jp/h19/h19-globalwarming/index.html</a>

<sup>9 『</sup>DIAMOND online』前掲注(6)

#### 3 深夜営業のメリット・デメリット

表4に主体別のメリットとデメリットを整理した。一般的に、深夜営業については、利用者の利便性が高まり、経営面においても、雇用面においてもメリットがある一方、生産性の低下や過重労働といったデメリットがある。

表4 深夜営業のメリット・デメ	(I)	ツト	
-----------------	-----	----	--

主体	メリット	デメリット
利用者	・利便性が高い	・なし
企業経営者	・深夜帯の需要を取り込める⇒売上げ増 ・設備(店舗・機械等)の稼働率が高まる⇒ 総資産利益率の上昇 ・客の少ない深夜帯に行った方が効率の良い 作業がある(陳列、納品、掃除等)	<ul><li>・深夜の生産性が低い</li><li>・深夜の割増賃金コストが増える⇒対売上費用 比率の上昇</li><li>・深夜勤務の人材確保が難しい</li><li>・従業員の福祉に反する(過重労働等)</li></ul>
社員・従業員	・雇用機会が増える(主に非正規労働者) ・深夜労働の割増賃金が発生する⇒所得増	・過重労働の懸念がある ・ワーク・ライフ・バランスを欠くおそれがある
その他 (外部性 <sup>注</sup> )	・防犯拠点、緊急災害拠点として活用できる	・社員・従業員が防犯の最前線に立たされる ・環境への悪影響(電力消費量の増加、温室効果 ガスの排出等)、青少年健全育成の妨げ(たまり場になる等)、近所への騒音被害等の懸念が ある

<sup>(</sup>注) 市場で行われる取引の影響が取引当事者以外に及ぶこと。

24 時間営業を廃止する企業は、経営上のメリット・デメリットを勘案し、最終的には企業の利益になると判断して実行しているものと考えられる。一方、働き手である社員や従業員にとっては、正規雇用の場合と非正規雇用の場合で、24 時間営業の廃止の影響は異なるであろう。正規労働者は、24 時間営業の廃止によって、深夜の割増賃金の減少から所得が減少するというデメリットはあるが、労働環境の改善というメリットを享受すると予想される。非正規労働者、特に少しでも高い賃金を得るために深夜労働に従事していた者にとっては、24 時間営業の廃止によって雇用機会が喪失したり、日中帯勤務への移行により所得が減少したりするデメリットを被る可能性がある。また、所得を維持するために別の働き口を探せば、労働環境の改善にはつながらない点も注意が必要である。

#### Ⅱ 営業時間に関する法規制

かつての日本では営業時間を明示的に規定する法規制が存在し、諸外国でも営業時間規制を導入している国が存在する。本章では日本と諸外国の営業時間をめぐる法規制を概観する。

#### 1 日本の営業時間規制

#### (1) 大店立地法制定以前

日本では戦前から、旧商店法(昭和13年法律第28号)や旧百貨店法(昭和12年法律第76号)により閉店時刻や休業日が定められていた(いずれも1947年廃止)。前者は商店員の保健衛生の改善を目的とし、後者は中小小売店保護を目的としていた。百貨店法は戦後も中小小売業者からの要望に応える形で再び制定され(昭和31年法律第116号)、戦前の旧百貨店法同様、

<sup>(</sup>出典) 各種資料を基に筆者作成。

営業の許可制や閉店時刻の定め等に関する規定が設けられた10。

その後、1950 年代から 1970 年代初めにかけて、スーパーと呼ばれるチェーンストアが続々と誕生し、低価格訴求を軸に急成長を遂げた。スーパーは次第に中小小売業者の営業を圧迫し始め、中小小売業者や百貨店から規制を求める声が挙がった<sup>11</sup>。そのため、1973 年に百貨店法が廃止され、新たに「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」(昭和 48年法律第 109 号。以下「大店法」)が制定された。

大店法では、これまで許可制であった店舗の新増設、開店・休業日数、閉店時刻が変更命令付事前届出制となった<sup>12</sup>。通商産業大臣は、周辺小売業に及ぼす影響が大きいと認めるときは、学識経験者などによって構成される大規模小売店舗審議会の意見を聞き、開店日の繰下げ、店舗面積の縮小等を勧告することができた。勧告に従わない場合は、変更命令を出し、事業者が命令に従わない場合は罰金を科すとともに、営業停止を命じることができ、実質的には許可制と同じような指導が行えるようになっていた<sup>13</sup>。

一方、大店法の施行と時を同じくして、新たに広がり始めた小売業態がコンビニである。当時の大手総合スーパーであるイトーヨーカ堂、ダイエー、西友が、それぞれコンビニとしてセブン・イレブン、ローソン、ファミリーマートを展開した。これら大手小売業者によるコンビニへの参入は、多角化という目的に加え、大店法で営業時間や休業日数を制限されていたスーパー事業を補完するという目的も兼ねていた<sup>14</sup>。1975年にセブン・イレブンが福島県の店舗で24時間営業を開始し<sup>15</sup>、飲食業でも1970年代に吉野家やすかいらーくが24時間営業を始めた<sup>16</sup>。

#### (2) 大店立地法の制定

大店法は、規制緩和を求める内外からの意見や、小売店の郊外展開とそれに伴う中心市街地の空洞化・商店街の衰退等を背景として、1998年に廃止され、同時に新法「大規模小売店舗立地法」(平成10年法律第91号。以下「大店立地法」)が成立した。大店立地法は、大型店の出店調整にとどまらない総合的な観点からまちづくりを推進するため、いわゆる「まちづくり三法」「17の1つとして制定された。

大店立地法は、大型店の出店や増設を行おうとする事業者に対し、周辺地域の環境の保全のため、駐車場の整備や騒音・廃棄物の抑制等、周辺環境への配慮を求めるものであり、環境に配慮すれば大型店の出店は原則自由とされた。ただし、事前届出制は踏襲しており、出店や増設を計画する事業者は、都道府県等に届出を行い、国の指針に基づく審査を受ける。都道府県は、市町村や地域住民等の意見も踏まえ、改善が必要な場合には意見を表明し、それでも有効

12 水谷百合子「大店法の概要と最近の見直しの動き」『レファレンス』560 号, 1997.9, pp.103-105.

<sup>14</sup> 石原武政・矢作敏行編『日本の流通 100 年』有斐閣, 2004, pp.242-243.

\_

<sup>10</sup> 林雅樹「わが国大規模店舗政策の変遷と現状」『レファレンス』716 号, 2010.9, pp.77-78. <a href="http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\_3050290\_po\_071604.pdf?contentNo=1">http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\_3050290\_po\_071604.pdf?contentNo=1</a>

<sup>11</sup> 同上, pp.78-80.

<sup>13</sup> 林 前掲注(10), pp.80-81.

<sup>15</sup> 田村正紀『セブン-イレブンの足跡―持続成長メカニズムを探る―』千倉書房, 2014, p.78.

<sup>&</sup>lt;sup>16</sup> 今柊二『ファミリーレストラン―「外食」の近現代史―』光文社,2013,p.125; 河村泰貴「24 時間営業は限界か ニーズある限り続ける」『日本経済新聞』2016.12.25.

<sup>17「</sup>中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」(平成10年法律第92号。 現「中心市街地の活性化に関する法律」。通称「中心市街地活性化法」)、大店立地法、「都市計画法の一部を改正する法律」(平成10年法律第79号)から成る。

な改善策が提示されない場合には、改善の勧告を行う。勧告に従わない場合でも、命令や罰則はない。大店立地法施行に伴う規制緩和により、大型店の深夜営業が広まった<sup>18</sup>。

#### (3) 地方自治体の動き

以上のように、日本の営業時間をめぐる法律は、一定規模以上の店舗面積を有する大型店を対象にしたものであり、店舗面積の小さいコンビニや飲食業は規制対象外であった。ただし、24時間営業の代表格とも言えるコンビニの深夜営業規制は、温室効果ガス削減や青少年健全育成、景観保護等の観点から、たびたび議論の俎上に上がってきた。

2008 年には、京都市や埼玉県、東京都、神奈川県等 6 自治体でコンビニの深夜営業規制や自粛要請が検討された<sup>19</sup>。きっかけとなったのは、京都市が 2008 年 5 月に政府へ向けて提出した「環境モデル都市<sup>20</sup>提案書」の中で、コンビニ等の深夜営業の見直し等について考える市民会議を開催すると明記したことにある<sup>21</sup>。同年 6 月には、埼玉県が示した「地球温暖化対策の基本的方向性(素案)」の中で、深夜化するビジネススタイルの見直しとして 24 時間営業の自粛を掲げた<sup>22</sup>。さらに、東京都や神奈川県等の首長からも自粛要請の検討について言及がなされた。これに対して、日本フランチャイズチェーン協会<sup>23</sup>は、24 時間営業を自粛しても温室効果ガスの削減効果が少ないこと、24 時間営業は防犯拠点や緊急災害時の支援拠点としての役割を担っていること、時間を短縮すれば雇用に甚大な影響が出かねないこと等を挙げて反論した<sup>24</sup>。こうした動きを受けて、政府の規制改革会議は、2008 年 12 月、コンビニの深夜営業規制について、国民の利便性を低下させるとして「条例による営業規制や、行政指導により実質的な営業規制が行われないよう、適切に助言すべき」との答申を出した<sup>25</sup>。結果として、発端となった京都市では、市民会議にてコンビニの深夜営業規制を見送るという結論に至るなど、議論は下火となった。

#### 2 諸外国の営業時間規制

ドイツ、フランス、イギリス、韓国の事例について表 5 にまとめた。欧州には、営業時間規制をしている国、又は過去に規制をしていた国が多数存在する。営業時間や休業日に関する規制が存在する理由としては、①宗教的・文化的背景(日曜はキリスト教の安息日に当たる。)、

<sup>18 「</sup>食品スーパー、夜更かし繁盛 営業延長・24 時間化次々」『朝日新聞』2001.4.18.

<sup>19 「</sup>コンビニ営業 深夜規制論広がる」『朝日新聞』2008.6.30.

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup> 環境モデル都市は、今後日本が目指すべき低炭素社会の姿を具体的に分かりやすく示すために、持続可能な低炭素社会の実現に向け高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジしている都市を環境モデル都市として政府が選定しているもの(「環境モデル都市の概要」首相官邸(内閣府地方創生推進事務局)ウェブサイト <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/pdf/model\_gaiyo.pdf">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/pdf/model\_gaiyo.pdf</a>)。京都市は 2009 年 1 月にモデル都市に選定(「「環境モデル都市」への選定」京都市情報館ウェブサイト <a href="http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000056642.html">http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000056642.html</a>)。

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup>「"DO YOU KYOTO?" —「カーボン・ゼロ」を目指す「地球共生型都市・京都」—」p.7. 首相官邸(内閣府地方 創生推進事務局)ウェブサイト <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/siryou/pdf/261009.pdf">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/siryou/pdf/261009.pdf</a>

<sup>&</sup>lt;sup>22</sup> 「埼玉県における今後の地球温暖化対策の基本的方向性 (素案)」(平成 20 年度第 2 回地球温暖化対策の検討に関する専門委員会資料 3) 2008.6.16, p.3. <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/documents/351581">https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/documents/351581</a> 1.pdf>

<sup>23</sup> 日本の代表的なフランチャイザー (フランチャイズビジネスを運営する本部) を中心に構成される一般社団法人。

<sup>24</sup> 日本フランチャイズチェーン協会「コンビニエンス・ストアの深夜営業に関する JFA の考えについて」『フランチャイズエイジ』 37 巻 6 号, 2008.11, pp.11-14.

<sup>&</sup>lt;sup>25</sup> 規制改革会議「規制改革推進のための第 3 次答申 概要―規制の集中改革プログラム―」2008.12.22, p.15. 内閣府 ウェブサイト <a href="http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/publication/2008/1222/item081222\_00.pdf">http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/publication/2008/1222/item081222\_00.pdf</a>; 同「規制改革推進のための第 3 次答申―規制の集中改革プログラム―」(住宅・土地分野) 2008.12.22, pp.365-367. 同 <a href="http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/publication/2008/1222/item081222">http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/publication/2008/1222/item081222</a> 17.pdf</a>>

②労働者保護、③自営業者等の中小事業者保護が挙げられる。しかし、近年はライフスタイルの多様化への対応や、観光需要の取り込みを始めとする経済振興等を理由に規制緩和がなされ、深夜営業や日曜営業が認められるようになってきている。一方、韓国では、2012年以降、中小小売業保護の観点から、大手小売業者に対する規制強化が相次いでなされている。

表 5 諸外国における店舗の営業時間・休業日規制

国名	店舗の営業時間・休業日規制				
	○小売業勤務の労働者保護及び小売店間での公正な競争の確保を目的に、閉店法により小売業の営業				
ドイツ	時間が月~土曜の 6~20 時(2003 年改正時)に規制されてきた。				
	○2007年1月以降、閉店法の権限が連邦政府から各州政府に移行した結果、規制が緩和され、月~土				
	曜の24時間営業や、年数回の日曜営業が認められることとなった。				
	○大幅に緩和されたベルリン特別州の日曜営業をめぐって違憲訴訟が提起され、連邦憲法裁判所は				
	2009 年 12 月、待降節(クリスマス前の 4 週間)期間中の 4 回連続の日曜開店を違憲と判断した。				
	⇒違憲判決を受け、ベルリン特別州は2010年10月、規制を厳しくした改正閉店法を施行した。				
	○21~6 時までの就労は、原則として夜間就労と見なされる(労働法典 L3122-29 条)。夜間に事業所				
	を営業するためには、企業側が夜間の経済活動の必要性と社会的有益性を明らかにし、夜間の就労				
	に関する労働契約を締結する等、様々な条件が設けられている(労働法典 L3122-32 条~L3122-42				
	条)。				
フランス	○2015年8月に施行された「経済の機会均等・経済活動・成長のための法律」(通称「マクロン法」)				
	により、以下の措置が認められた。				
	・1 年を通じて日曜・深夜営業が認められる国際観光区域(ZTI)を国が新たに認定				
	・市町村長に日曜営業を従来の年間5日から12日に増やす権限を与える。				
	・日曜営業には業界、企業、地域単位のいずれかでの労使合意が必要				
	・ZTI における夜間労働には賃金倍増を義務付け、帰宅時の交通費は雇用主の負担とする。				
	○日曜営業法により、大型店(280平方メートル以上)の日曜営業は、復活祭の日曜を除き、10~18				
イギリス	時までの間の最大 6 時間のみ認められている。				
	○2015 年 7 月に、George Osborne 財務相(当時)が小売業の大型店舗の日曜日の営業時間を延長する				
	案を打ち出したが、小規模独立店からの反発が強く、2016年3月に議会で否決された。				
	○2012 年 1 月の流通産業発展法改正により、自治体の長が、強制的に大手小売業者の営業時間を 24				
韓国	~8 時までの範囲で制限、毎月 1~2 日の義務休業日を指定できるようになった。				
	⇒2013 年に流通産業発展法再改正。営業時間を 24~10 時までの範囲で制限し、義務休業日を日曜				
	を含む月2日にする規制強化が図られた。				
	○大手小売業者は自治体の義務休業日指定は自治体の裁量権の濫用であること等を主張し、訴訟を起				
	こしたが、2013年9月、ソウル行政法院及び光州地方法院で条例による営業時間の制限は適法であ				
	るという趣旨の判決が下された。これらを不服とした大手小売業者側は、流通産業発展法の営業制				
	限規定が職業の自由及び平等権を侵害しているとして憲法訴願審判請求を行ったが、2013年12月、				
	憲法裁判所の裁判官全員一致意見として却下決定が下された。				
	○2013 年、加盟事業取引の公正化に関する法律改正により、フランチャイズ本部への規制が強化さ				
	れ、本部は加盟店に対し、深夜時間帯の売上げが少ない地域での深夜営業の強要等、不当に営業時				
	間を拘束してはならないことが規定された。				

(出典) 名古道功「ドイツ閉店法の動向と違憲判決」『労働法律旬報』1744号, 2011.5.下旬, pp.38-41; 山口和人「【ドイツ】クリスマス前の日曜日の開店を許容する州法に違憲判決」『外国の立法』No.242-2, 2010.2, p.27. <a href="http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\_1166443\_po\_02420211.pdf?contentNo=1">http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\_1166443\_po\_02420211.pdf?contentNo=1">http://dl.ndl.go.jp/socientlentNo=1</a>; 「夜間・日曜労働めぐる論争が活発化」2014.1. 労働政策研究・研修機構ウェブサイト <a href="http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2014\_1/france\_01.html">http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2014\_1/france\_01.html</a>; 「経済の活性化目指す「マクロン法」が発効(フランス)」『通商弘報』2015.8.20; 「大手スーパーの寡占化進む(英国)」『通商弘報』2008.8.25; Jorge Cabrita, "What's happening with Sunday work in Europe?" 2016.9.23. Eurofound website <a href="https://www.eurofound.europa.eu/observatories/eurwork/articles/working-conditions-law-and-regulation/eu-doors-opening-for-more-sunday-work-cde">https://www.eurofound.europa.eu/observatories/eurwork/articles/working-conditions-law-and-regulation/eu-doors-opening-for-more-sunday-work-cde">https://www.eurofound.europa.eu/observatories/eurwork/articles/working-conditions-law-and-regulation/eu-doors-opening-for-more-sunday-work-cde">https://www.eurofound.europa.eu/observatories/eurwork/articles/working-conditions-law-and-regulation/eu-doors-opening-for-more-sunday-work-cde">https://www.eurofound.europa.eu/observatories/eurwork/articles/working-conditions-law-and-regulation/eu-doors-opening-for-more-sunday-work-cde</a>; 藤原夏人「【韓国】大規模店舗の営業時間制限及び義務的休業日指定」『外国の立法』No.250-2、2012.2、p.33. <a href="http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\_3383253\_po\_02500213.pdf?contentNo=1">http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\_3383253\_po\_02500213.pdf?contentNo=1">http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\_3383253\_po\_02500213.pdf?contentNo=1">http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\_3383253\_po\_02500213.pdf?contentNo=1">http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\_3383253\_po\_02500213.pdf?contentNo=1">http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\_3383253\_po\_02500213.pdf?contentNo=1">http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\_3383253\_po\_02500213.pdf?contentNo=1">

#### Ⅲ 深夜営業の在り方をめぐる論点

#### 1 規制導入についての検討

#### (1) 規制導入の賛否

日本では、大店立地法において事前届出制の形式をとるなど、営業時間を明示的に規定する 法規制はない。しかし、日本においても営業時間を規制すべきとする意見は少なからず存在す る。労働者保護の観点からは、深夜労働は健康や家族・社会生活への悪影響が大きいとして、 事業に対する規制導入を提案する意見がある<sup>26</sup>。消費者の過剰なニーズが労働強化の一因でも あるとして、深夜労働の規制には国民全体の負担の覚悟が必要であり、規制に至らずとも深夜 営業の必要性の検討や見直しは当然追求されてよいとの指摘もある<sup>27</sup>。ドイツやフランスでも、 労働者保護は営業時間規制の主な目的となっている。

また、前述のとおり地方自治体は、温室効果ガス削減や深夜型のビジネススタイルの見直しの必要性を営業時間規制導入の根拠として提示し、それに賛同する意見も存在した<sup>28</sup>。韓国や英国では、中小小売業の保護の要請が強く、それが 24 時間営業規制の強化・継続の主な理由となっている。

一方、規制導入に反対又は懐疑的な意見としては、あくまでも企業の自由な判断に任せるべきであるとする意見<sup>29</sup>や、利便性が失われるといった意見<sup>30</sup>、24 時間営業が規制されると雇用機会が減少する(主に非正規労働者を想定していると考えられる)との意見がある<sup>31</sup>。また、一律の規制導入には反対であり、店舗ごとに事業者が判断できるようにすべきとの意見もある<sup>32</sup>。

#### (2) 両論の検討

上記で示した規制導入の賛否を検討する。店舗での長時間労働による過労死や深夜の「ワンオペ」が問題となっていること、働き方改革の要請を踏まえると、規制という形が適切かどうかはともかく、労働者保護の要請は、深夜営業の在り方を見直す根拠の1つとなり得よう。一方で、温室効果ガスの削減や深夜型のビジネススタイルの見直しも重要な論点ではあるが、小売・飲食業という特定の業種についてのみ規制を導入する理由にはならない。また、中小小売業保護を理由とした大型店の営業時間等の制限については、日本ではむしろ規制が緩和されてきた歴史があり、再び規制を強化するには相応の理由が必要であろう。

市場メカニズムが適切に機能しているのであれば、24 時間営業を実施するか否かは、企業の自由な判断に任せられるべきであろう。しかし、現状の課題として、自由な経済活動という観点においては、一部のフランチャイズチェーンでは事業者が自由に営業時間を判断できないという問題が指摘されている。また、非正規労働者の雇用機会が失われるから 24 時間営業が必要

\_

<sup>&</sup>lt;sup>26</sup> 吉田美喜夫「深夜業の実態の変化と法規制の重要課題」『労働法律旬報』1741 号, 2011.4.上旬, pp.9, 12-13; 小倉一哉「日本の長時間労働―国際比較と研究課題―」『日本労働研究雑誌』50 巻 6 号, 2008.6, p.15.

<sup>27</sup> 吉田 同上

<sup>&</sup>lt;sup>28</sup>「特集 24 時間営業「自粛要請」の是非」『コンビニ』11 巻 8 号, 2008.8, pp.27, 30.

<sup>&</sup>lt;sup>29</sup> 同上, p.24.

<sup>30</sup> 同上. pp.22-23.

<sup>31</sup> 日本フランチャイズチェーン協会 前掲注(24), p.12.

<sup>32</sup> 北海道議会民主党会派コンビニ問題プロジェクトチーム「北海道全コンビニ実態調査(2010 年 6 月実施)全調査結果」コンビニ加盟店ユニオンウェブサイト <a href="http://www.cvs-union.org/downloadfile/h\_ank\_kekka.pdf">http://www.cvs-union.org/downloadfile/h\_ank\_kekka.pdf</a>

であるとの主張は、24時間営業のシステムが非正規労働者に依存していることの裏返しでもあ る。以下ではこの2点について検討する。

#### 2 コンビニ業界におけるフランチャイズ・システムの課題

24時間営業を見直す動きがある中、コンビニ業界は依然として24時間営業を継続している。 立地によっては深夜帯の利益が見込めない店舗もあると考えられるが、チェーンとしての統一 イメージの維持等のため、24時間営業は本部と加盟店の間で締結されるフランチャイズ契約の 重要な要素となっている。

コンビニ本部による営業時間等の規定は、フランチャイズ・システムによる営業を的確に実 施する限度にとどまるものであれば、直ちに独占禁止法(「私的独占の禁止及び公正取引の確保 に関する法律」(昭和22年法律第54号))の禁ずる優越的地位の濫用(同法第2条第9項第5 **号)に該当するものではない。ただし、加盟者に対して、正常な商慣習に照らして不当に不利** 益を与える場合33には、独占禁止法上の問題となることがある。

この点に関連して、加盟店が本部に24時間営業を強要されているとして、コンビニ加盟店主 らが強要を撤回するよう求めた裁判では、深夜営業は契約条項に基づく加盟店側の法的義務で あること、24 時間営業をやめると同社の統一イメージが損なわれること等を理由に、本部が加 盟店側に対し深夜営業を続けるように求めることは、直ちに優越的地位の濫用に当たるとは言 えないとの判決が2012年に出されている34。

しかし、当該判決に対しては、企業の統一的イメージの維持を理由に、加盟店の事業者とし ての選択の自由の範囲を著しく狭めているとの指摘がある<sup>35</sup>。コンビニの場合は、本部による 指導・統制が他のフランチャイズ・システムと比べ相当程度強い36。フランチャイズ契約は事業 者間契約であり、加盟店は本部の被用者ではなく独立した事業者として扱われるものの、コン ビニの場合は本部と加盟店主の間の交渉力に大きな差があり、本部が示す契約内容を加盟希望 者が交渉によって変更できる可能性は極めて低いとされている<sup>37</sup>。

このように、現在の日本のコンビニ・フランチャイズ・システムは、一律の営業スタイルを 維持することに重点が置かれ、深夜帯の需要に合わせた個別の判断が認められず、一部の加盟 店は経済的には合理性のない24時間営業を強いられている可能性がある。韓国では、「加盟事 業取引の公正化に関する法律」により、フランチャイズ本部は加盟店に対し、深夜帯の売上げ が少ない地域での深夜営業の強要等をしてはならないことが規定されており38、日本でも何ら

<sup>33</sup> 公正取引委員会のガイドライン (公正取引委員会「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方につ いて」2002.4.24. (2011.6.23 改正) <a href="http://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/franchise.html">http://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/franchise.html</a>) によると、取引先の 制限、仕入数量の強制、見切り販売の制限、フランチャイズ契約締結後の契約内容の変更、契約終了後の競業禁止 が優越的地位の濫用に該当する例として挙げられている。これ以外にも、例えば「取扱商品の制限、販売方法の制 限については、本部の統一ブランド・イメージを維持するために必要な範囲を超えて、一律に(細部に至るまで) 統制を加えていないか」といったことを総合勘案して、本部の取引方法が優越的地位の濫用に該当するかどうか判 断されるとしている。

<sup>34</sup> 東京高等裁判所判決平成 24 年 6 月 20 日 公正取引委員会審決集 59 巻第二分冊 113 頁

<sup>35</sup> 長谷河亜希子「審決・判決評釈 手数料受領行為強要等差止請求事件(セブン-イレブン事件)[東京高裁平成 24.6.20 判決] 『公正取引』763 号, 2014.5, p.57.

<sup>36</sup> 大山盛義「コンビニオーナー店長の労組法上の労働者性」 『労働法律旬報』 1821 号, 2014.8.上旬, p.8.

<sup>37</sup> 同上. p.9.

<sup>38</sup> 藤原夏人「【韓国】大企業に対する規制を強化」『外国の立法』No.257-1, 2013.10. <http://dl.ndl.go.jp/view/download /digidepo 8320921 po 02570108.pdf?contentNo=1>

かの是正策を望む声がある39。40

なお、大手コンビニチェーンのファミリーマートやローソンは、24時間営業の継続について、 他チェーンとの競合があるため自社単独での判断は難しいとした上で、「海外と同様の営業時 間規制が日本でも導入されれば、24時間営業を見直す契機となるかもしれない」、「業界全体と してコンセンサスを形成する必要がある」といった見解を示している<sup>41</sup>。また、大手コンビニ5 社は、カゴに入れた商品の情報を一括して読み取る IC タグを使い、消費者自ら会計するセルフ レジを 2025 年までに国内全店舗に導入する計画を発表している42。機械化の導入により人手不 足が補うことができれば、24時間営業継続の切り札となる可能性がある。

#### 3 非正規労働者をめぐる課題

コンビニやスーパー、ファミリーレストラン等の小売業、飲食業は、パート・アルバイト等 の非正規労働者を多く雇用している。大和総研の調査によると、産業ごとの非正規率(役員を 除く雇用者のうち非正規労働者が占める割合)について、全産業平均非正規率の31%を上回っ ているのは卸売・小売業(41%)とサービス業(39%)の2つのみであった(2014年平均)43。

個別企業に目を移すと、非正規労働者の雇用人数が多い企業の上位には、イオンやセブン& アイ・ホールディングス、ゼンショーホールディングス、すかいらーく等の小売・飲食業者や、 トヨタ自動車、日立製作所、住友電気工業等の大手製造業者が並ぶ44。ただし、非正規率(雇用 者に占める非正規労働者の割合)で見ると、前述の小売・飲食業者の非正規率は60~80%と圧 倒的に高く、同じく非正規労働者の雇用人数が多い大手製造業の非正規率が20%以下であるこ とと対照的である。

また、1990 年代から 2000 年代にかけて自営・家族従業者・会社役員を除く 22~65 歳の男性 労働者を対象にした深夜就労実態の研究によると、非正規労働者の日中の就業率が正規労働者 よりも顕著に低いことが指摘されている。さらに、非正規労働者の日中の就業率は1996年から 2006年の10年間で低下しており、その分、夕方の6時頃から朝の6時にかけての時間帯で就 業率が増加している<sup>45</sup>。非正規労働者の深夜就労を促した背景には、実証はされていないもの

<sup>39</sup> 山田朋生「フランチャイズ契約間におけるフランチャイズ法創設の必要性について」『法政論叢』51 巻 2 号, 2015, p.219; 長谷河亜希子「日本もフランチャイズ法制定で加盟店の保護を」『週刊金曜日』1018 号, 2014.11.28, pp.24-25.

<sup>40</sup> 本部との交渉力の差を埋めるため、複数の加盟店主らが労働組合を結成し、本部に団体交渉を求める例もある。 2014年3月には、加盟店主らでつくる労働組合「コンビニ加盟店ユニオン」が本部との団体交渉を求めて救済を 申し立てていた事件について、岡山県労働委員会はコンビニオーナーが労働組合法上の労働者であると認め、本部 に対し団体交渉に応じるよう命じる決定を下した(「セブン-イレブン・ジャパン事件 岡山県労委決定平成 26 年 3月13日』『別冊中央労働時報』1461号、2014.6、pp.1-7)。決定では、加盟店主やその家族が24時間営業のために 長時間就労しなければならない実態が浮き彫りにされるとともに、契約期間が15年と長期であるにもかかわらず、 いったん契約を締結すると、契約内容や条件について一対一で交渉できる余地がないことが示された。2015年3月 には、東京都労働委員会からも同様の決定が出されており(「ファミリーマート事件 東京都労委決定平成 27 年 3月17日」『別冊中央労働時報』1488号, 2015.12, pp.1-6)、店主の労働条件が改善するきっかけとなることが期待 されている(「ファミマ側は反発 都労委「店主は労働者」」『朝日新聞』2015.4.17)。

<sup>41 「</sup>人材不足 わが社はこうする」『週刊東洋経済』2017.4.15, pp.36-37.

<sup>&</sup>lt;sup>42</sup> 「AI が発注、ロボ陳列」『日本経済新聞』2017.2.27: 「全コンビニに無人レジ」『日本経済新聞』2017.4.18.

<sup>43</sup> 町井克至「各産業の高齢者・女性・非正規雇用の現状」2015.6.22, pp.7-8. 大和総研ウェブサイト < http://www.dir. co.jp/research/report/esg/esg-report/20150622 009849.pdf>

<sup>44</sup> 田中久貴「最新!これが「非正社員の多い」トップ 500 社」 『東洋経済オンライン』 2017.3.16. <a href="http://toyokeizai.net/">http://toyokeizai.net/</a> articles/-/162761?page=2>

<sup>45 1996</sup> 年、2001 年、2006 年の午前 11 時の就業率は、正規労働者が 84~85%の間で推移しているのに対し、非正規 労働者は 69.1% (1996 年) から 63.5% (2006 年) まで落ちている。また、非正規労働者の深夜 0 時の就業率は、

の、多くの労働者にとって就業することが好ましくない時間帯に割増賃金が付くことによって 就業意欲がより促されるのは、(他の条件を一定とすれば) 所得がより低い労働者であると考え られること、所得格差が拡大傾向にあるような状況下では、高所得者がより好ましい時間帯で 就業するようになる一方で、低所得者は好ましくない時間帯での就業にとどまるため、所得に 応じて働く時間帯に格差が出てくると考えられることが挙げられている<sup>46</sup>。

非正規雇用の深夜化は、日中の好ましい時間帯から締め出された労働者が他の時間帯での就労を余儀なくされたとの見方ができる反面、深夜営業が労働者の受け皿として機能したことで失業の大量発生を防ぐことができたとの見方もできる<sup>47</sup>。営業時間規制導入に反対する理由の1つである雇用機会の喪失は、後者の立場から発せられたものであろう。たとえ小売・飲食業で24時間営業規制を導入したとしても、非正規労働者は所得維持のために別な働き口を探す可能性もある。

深夜営業が非正規労働者の受け皿となっていることを踏まえれば、規制導入の是非と効果については、慎重な判断を要する。ただし、そもそも現在の24時間営業のシステムが、小売・飲食業の非正規依存率の高さ、正規・非正規雇用間の就労時間帯の格差の上に成り立っている側面があることについては、労働市場構造の健全性等の観点から、別途議論が必要であろう。

### おわりに

日本では主に中小小売業保護の観点から、一定規模以上の面積を有する大型店の営業時間が 規制されてきた歴史があり、諸外国でも、宗教的・文化的背景、労働者保護、中小事業者保護 の観点から営業時間規制が行われている。

営業時間規制導入をめぐっては、日本においても様々な賛否の意見があるが、本稿では主な 論点として、コンビニ業界におけるフランチャイズ・システムの課題と非正規労働者をめぐる 課題を取り上げた。前者は、加盟店が深夜営業の実施を自由に判断できないという課題である。 この点に関しては何らかの対策が必要との指摘があり、営業時間規制の導入も選択肢の1つで あろう。一方で、後者で取り上げたように、深夜営業は非正規労働者の雇用の受皿となってい る側面があり、営業時間規制の導入は非正規労働者の雇用機会を奪う可能性があるとの指摘も なされている。これを踏まえれば、規制導入には慎重な判断を要するが、深夜営業が非正規労 働者に依存している側面があるという点に関しては、労働市場構造の健全性等の観点からも検 討が必要であろう。

<sup>1996</sup> 年が 4.1%、2001 年が 6.2%、2006 年が 8.4%と徐々に増加している(正規労働者は 3.6%から 4.2%へと微増)。 黒田祥子・山本勲「人々はいつ働いているか?—深夜化と正規・非正規雇用の関係—」『RIETI Discussion Paper Series』11-J-053, 2011.4, p.2. (別紙) <a href="http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/11j053.pdf">http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/11j053.pdf</a>

<sup>&</sup>lt;sup>46</sup> 同上, pp.3-5, 10-12.

<sup>&</sup>lt;sup>47</sup> 同上, p.12.